

教育行政組織と予算



中央幼稚園と中央保育園分園の幼保給食
(中央幼稚園)

1 久喜市教育委員会教育長・教育委員



教育長
柿 沼 光 夫



教育長職務代理者（委員）
榎 本 英 明



委 員
諸 橋 美津子



委 員
山 中 大 吾



委 員
小野田 真 弓

職 名	氏 名	就 任 年 月 日
教 育 長	かき ぬま みつ お 夫 柿 沼 光 夫	平成 26 年 5 月 21 日 (現任期 平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)
教育長職務代理者 (委 員)	えの もと ひで あき 明 榎 本 英 明	平成 22 年 5 月 21 日 (現任期 平成 30 年 5 月 21 日～令和 4 年 5 月 20 日)
委 員	もろ はし みつ こ 諸 橋 美津子	平成 29 年 5 月 21 日 (現任期 平成 29 年 5 月 21 日～令和 3 年 5 月 20 日)
委 員	やま なか だい ご 吾 山 中 大 吾	令和元年 5 月 21 日 (現任期 令和元年 5 月 21 日～令和 5 年 5 月 20 日)
委 員	お の だ ま ゆみ 弓 小野田 真 弓	令和 2 年 5 月 21 日 (現任期 令和 2 年 5 月 21 日～令和 6 年 5 月 20 日)

2 歴代教育長

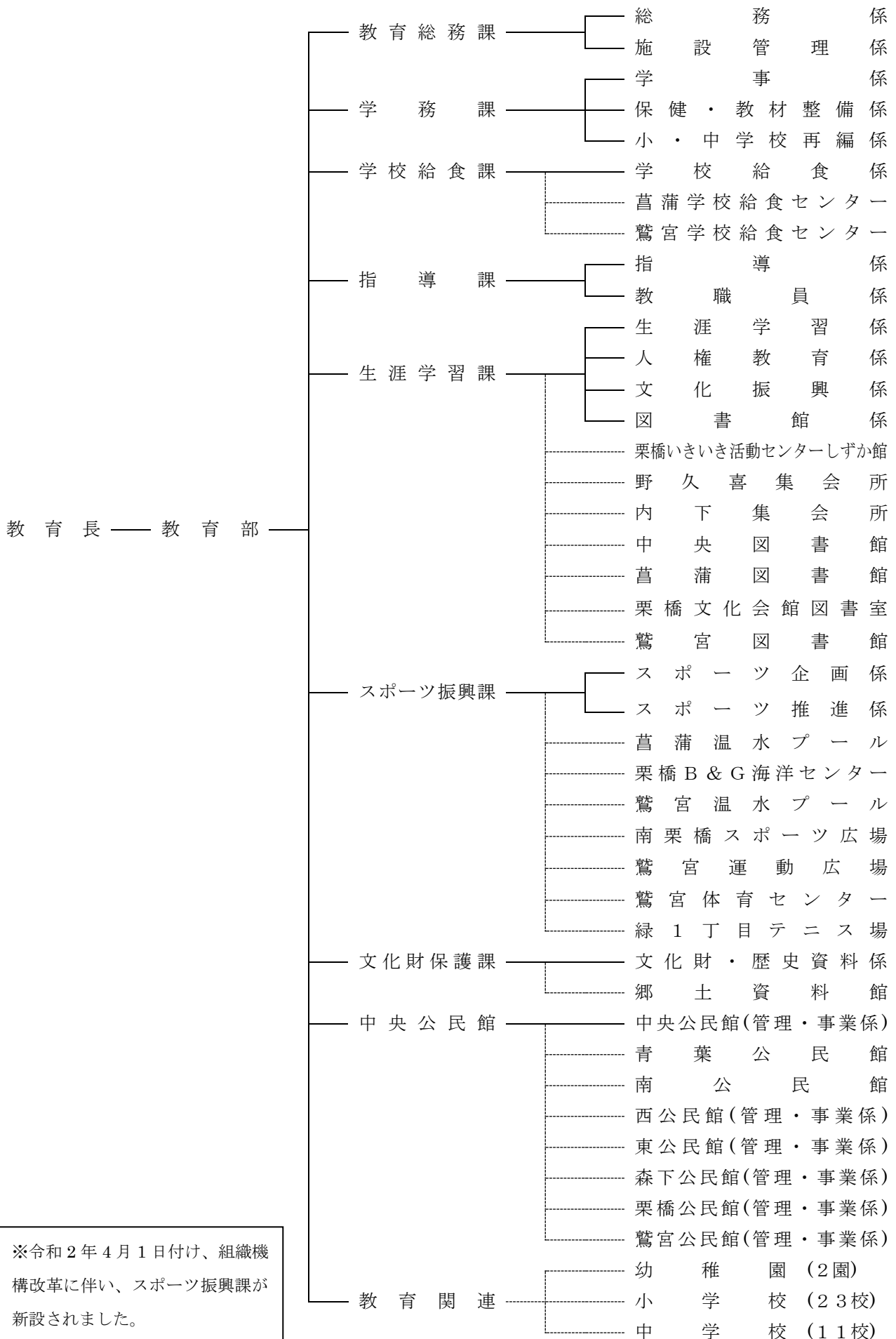
代	氏名	就任期間
初	吉田 耕治	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 26 年 5 月 20 日
2	柿沼 光夫	自 平成 26 年 5 月 21 日 至 現 在 ※地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に基づく新「教育長」としての期間は平成 27 年 4 月 1 日から。

3 歴代教育委員長

代	氏名	就任期間
初	小林 徳雄	自 平成 22 年 3 月 23 日 至 平成 22 年 5 月 20 日
2	鹿児島 金衛	自 平成 22 年 5 月 21 日 至 平成 27 年 3 月 31 日 (平成 25 年 5 月 21 日～平成 25 年 5 月 22 日を除く)

※平成 27 年 4 月 1 日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）に基づく新教育委員会制度に移行したため、教育委員長職は平成 27 年 3 月 31 日をもってなくなりました。

4 事務局組織



※令和2年4月1日付け、組織機構改革に伴い、スポーツ振興課が新設されました。

5 事務分掌

◎教育総務課

- (1) 教育委員会会議に関すること。
- (2) 教育委員会規則等の制定改廃に関すること。
- (3) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会の重要な施策の総合調整に関すること。
- (5) 教育予算の総括に関すること。
- (6) 事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事に関すること。
- (7) 文書の收受及び発送に関すること。
- (8) 公印の管理に関すること。
- (9) 儀式及び表彰に関すること。
- (10) 調査、統計及び広報に関すること。
- (11) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。
- (12) 教育行政に関する相談の受付に関すること。
- (13) 部の庶務に関すること。
- (14) 教育財産の管理に関すること。
- (15) 教育施設設備の整備に関すること。
- (16) 学校施設の整備計画に関すること。
- (17) 学校用地の取得計画に関すること。
- (18) 学校施設台帳の整備保管に関すること。
- (19) 学校及び幼稚園の施設の維持管理及び補修に関すること。
- (20) 学校施設における工作物等の設置承認願に関すること。
- (21) 学校管理備品の整備に関すること。
- (22) 学校に係る予算の執行に関すること。

◎学務課

- (1) 通学区域に関すること。
- (2) 児童生徒の就学に関すること。
- (3) 学齢簿の編成保管に関すること。
- (4) 学級編制に関すること。
- (5) 就学援助費に関すること。
- (6) 特別支援教育就学奨励費補助に関すること。
- (7) 障がい児通学費補助に関すること。
- (8) 市立幼稚園の入園許可に関すること。
- (9) 市立幼稚園の保育料に関すること。
- (10) 幼稚園就園奨励費に関すること。
- (11) 市立幼稚園の庶務に関すること。
- (12) 私立幼稚園の補助に関すること。
- (13) 業務員に関すること。
- (14) 教科用図書は無償給与に関すること。
- (15) 入学準備金及び奨学金に関すること。
- (16) 通学路に関すること。

- (17) 児童生徒の安全に関する事。
- (18) 学校その他教育機関の保健、環境衛生及び安全に関する事。
- (19) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (20) 児童生徒の健康管理に関する事。
- (21) 教材教具等の整備に関する事。
- (22) 学校の情報化に関する事。
- (23) 学校情報ネットワークに関する事。
- (24) 学校の情報セキュリティポリシーに関する事。
- (25) 小・中学校の適正規模・適正配置に関する事。
- (26) 学校に係る予算の執行に関する事。

◎学校給食課

- (1) 学校給食の運営に関する事。
- (2) 学校給食の衛生管理に関する事。
- (3) 学校給食費に関する事。
- (4) 学校給食施設に関する事。
- (5) 学校給食に係る予算の執行に関する事。
- (6) 公印の管理に関する事。

○菖蒲学校給食センター・鷲宮学校給食センター

- (1) 給食計画に関する事。
- (2) 献立作成等の栄養管理に関する事。
- (3) 給食用材料の購入、出納及び管理に関する事。
- (4) 給食調理に関する事。
- (5) 給食配送に関する事。
- (6) 学校給食費に関する事。
- (7) 給食センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (8) 給食センターの衛生管理に関する事。
- (9) 久喜市立学校給食センター運営委員会に関する事。
- (10) その他の学校給食に必要な業務。

◎指導課

- (1) 学校教育の指導及び助言に関する事。
- (2) 教職員の研修に関する事。
- (3) 教科用図書採択に関する事。
- (4) 教育相談及び久喜市障がい児就学支援委員会に関する事。
- (5) 県費負担教職員の人事に関する事。
- (6) 県費負担教職員の調査等に関する事。
- (7) 教職員の福利厚生に関する事。
- (8) 学校に係る予算の執行に関する事。
- (9) 教育センターの整備に関する事。

◎生涯学習課

- (1) 社会教育の企画及び調査に関する事。
- (2) 社会教育関係委員会の会議に関する事。
- (3) 社会教育関係団体の指導育成に関する事。
- (4) 青少年、婦人教育及び成人教育に関する事。
- (5) 生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備に関する事。
- (6) 視聴覚教育に関する事。
- (7) 人権教育に関する事。
- (8) 文化振興に関する事。
- (9) 文化団体に関する事。
- (10) ユネスコ活動に関する事。
- (11) 栗橋いきいき活動センターしずか館に関する事。
- (12) 市立図書館の管理及び運営に関する事。
- (13) 公印の管理に関する事。
- (14) 生涯学習センターの整備に関する事。

◎スポーツ振興課

- (1) 各種スポーツ事業の企画、立案及び実施に関する事。
- (2) スポーツ及びレクリエーションの振興に関する事。
- (3) スポーツ団体及びレクリエーション団体の支援に関する事。
- (4) スポーツ推進委員に関する事。
- (5) 学校体育施設の開放に関する事。
- (6) 社会体育施設の管理及び運営に関する事。
- (7) 公印の管理に関する事。

◎文化財保護課

- (1) 文化財保護審議会に関する事。
- (2) 文化財の保護に関する事。
- (3) 文化財の調査に関する事。
- (4) 文化財愛護思想の普及に関する事。
- (5) 市(町)史編さんに関する事。
- (6) 郷土資料館に関する事。
- (7) 資料の収集、整理及び保管に関する事。
- (8) 資料の寄贈及び寄託に関する事。
- (9) 資料の利用許可に関する事。
- (10) 資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事。
- (11) 資料の利用に関する情報提供、相談、指導等に関する事。
- (12) 他の資料館、博物館、図書館、公民館、学校その他の関係機関、団体との協力に関する事。
- (13) 公印の管理に関する事。
- (14) 資料の展示及び利用に関する事。
- (15) 資料に関する解説書、目録、図書、研究報告書等の刊行に関する事。
- (16) 資料に関する講演会、講習会、研究会等に関する事。

○郷土資料館

- (1) 資料の収集、整理及び保管に関する事。
- (2) 資料の展示及び利用に関する事。
- (3) 資料の利用に関する情報提供、相談、指導等に関する事。
- (4) 資料に関する専門的及び技術的な調査研究に関する事。
- (5) 資料に関する解説書、目録、図録、研究報告書等の刊行に関する事。
- (6) 資料に関する講演会、講習会、研究会等に関する事。
- (7) 他の資料館、博物館、図書館、公民館、学校その他の関係機関、団体との協力に関する事。
- (8) 資料の寄贈及び寄託に関する事。
- (9) 資料の利用許可に関する事。
- (10) その他資料館の事業に関する事。

◎中央公民館

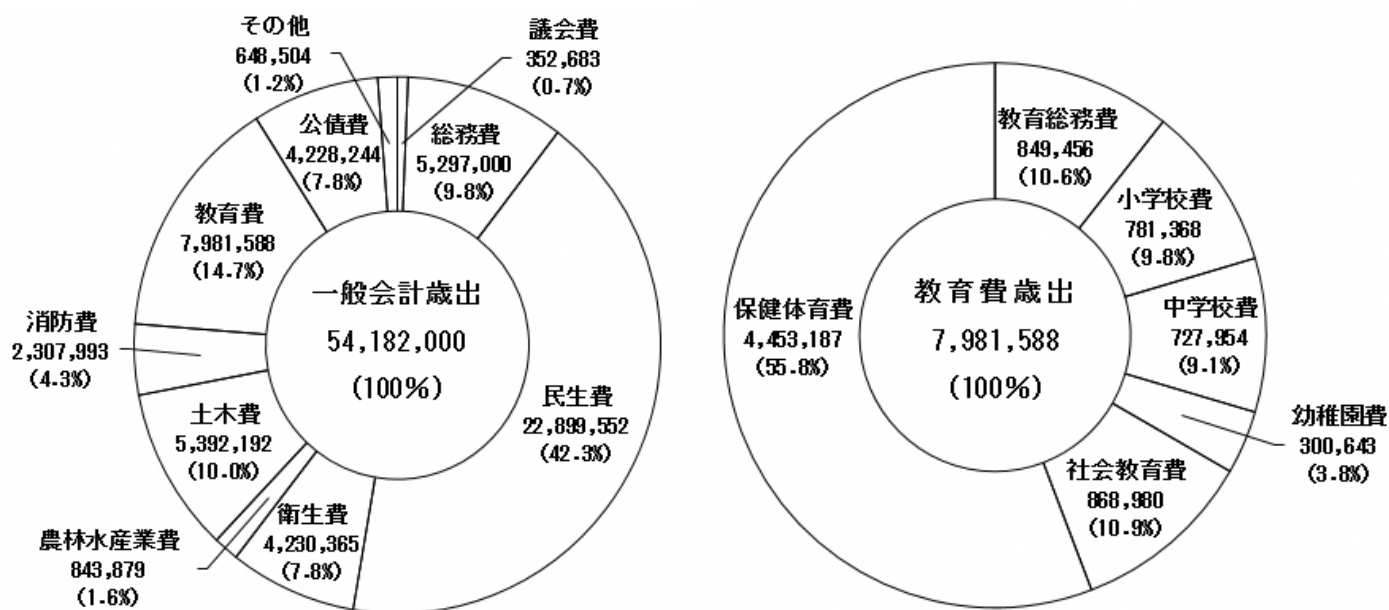
(青葉公民館・南公民館・西公民館・東公民館・森下公民館・栗橋公民館・鷺宮公民館)

- (1) 公民館の管理に関する事。
- (2) 公民館事業の企画、実施及び報告に関する事。
- (3) 公民館の利用に関する事。
- (4) 文書の収受、発送及び保管に関する事。

6 教育予算

(1) 令和2年度 一般会計予算歳出及び教育費の内訳

(単位:千円)



(2) 児童・生徒一人当たりの教育費(当初予算)

(児童・生徒数は各年度5月1日現在)

年度	小学校費			中学校費		
	小学校費	児童数	児童一人当たり	中学校費	生徒数	生徒一人当たり
H30	602,226	7,216	83	369,120	3,571	103
R元	665,648	7,144	93	458,666	3,520	130
R2	781,368	6,992	112	727,954	3,565	204

(3) 人口一人当たりの教育費(当初予算)

(人口は各年度5月1日現在)

年度	教育費	人口	人口一人当たりの教育費
H30	5,305,291	153,901	34
R元	4,482,289	153,451	29
R2	7,981,588	152,947	52